

インクルーシブ教育の理想と現実

～共に学び共に育つ教育はどこに向かうのか～

第7回 大根中学校区学校施設整備 懇話会 資料

2025年 5月21日 (水)

東海大学体育学部体育学科
内田匡輔

k-uchida@tokai.ac.jp

Think Ahead, Act for Humanity

自己紹介



聴覚特別支援学校
視覚特別支援学校
中学校・高等学校
約11年



東海大学体育学部 2005年～

- ・地域の発達障害のある子どもたちの体操教室
- ・各都県教育委員会主催研修講座 担当
- ・東海大学 DAIS 設置 (2023年4月～)

【Diversity, Accessibility and Inclusion Section】

<研究テーマ>

- 障害のある子どもたちが、日常的に体育・スポーツを楽しむためには？
- 体育・スポーツは、障害のある人たちにとって必要な文化足りえるか？
- 障害のある人の人生に体育・スポーツは、豊かさをもたらすのか？

・2024年 東海大学CLC インクルージョン推進室室長

インクルージョン推進室のリーフレット

インクルージョン推進室とは

湘南キャンパスでは、障がい学生支援の専門コーディネーターを配置し、学生や教職員からの相談を受付けます。合理的配慮を必要とする学生に対しては、合理的配慮や修学支援に関する助言を行います。

学科およびカリキュラム等に対しては、学内調整、提案、リソースの提供を行い、障がい学生支援の活動を支援します。

必要に応じて、学内の他部署、学外の機関や団体と連携し支援を行います。

支援の対象

● 視覚障がい

● 聴覚障がい

● 肢体不自由

● 内部障害（難病など）

● 発達障がい

● 精神障がい

※その他、性別違和などによる困りごとにも対応します。

開室時間

平日 10:00～17:30

※土日祝日、大学休業日は閉室

授業期間外は17:00閉室

問合せ先

☎0463-63-4783（直通）

✉inclusion@tsc.u-tokai.ac.jp

相談予約フォーム



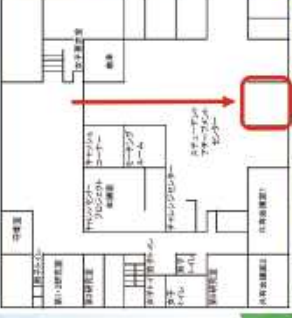
<https://forms.office.com/r/VVWMXEdE36j>

発行：インクルージョン推進室 2023.11.11

東海大学

インクルージョン推進室





湘南校舎8号館3階

◎ 東海大学の支援体制の現状

→ なぜ今、この取り組みが進むのか？

東海大学

在学生・保護者向けポータル（TIPS） | 本学教職員向け情報 | ENGLISH >
大学概要 > 大学の概要 > 東海大学の障がい学生支援に関する取り組みについて

大学の概要 受検・入学案内 学生生活 グローバルネットワーク 学外連携 学園ネットワーク 各種情報・お問い合わせ

東海大学の障がい学生支援に関する取り組みについて

東海大学障がい学生支援に関する指針

東海大学（以下「本学」という。）は、創設以来一貫してヒューマニズム精神に立脚した教育観を貫くとともに、教育理念の一つの柱として、教育の機会均等を掲げてきた。本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、本学に在籍する学生及び入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）に対して、**障がいの有無に由来する直接的又は間接的差別の解消に努める**とともに、**共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進のため、ここに東海大学障がい学生支援に関する指針（以下「本指針」という。）を制定する。**

1. 目的

本指針は、「障害者基本法（昭和45 年法律第84 号

65 号）」並びに「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27 年文部科学省告示第180 号）」にのっとり、本学に在籍する障がいを有する学生の修学支援及び障がいを有する入学希望者に対する入学希望者の確保等に関する基本的事項を定め、本学の障がい学生支援を図ることを目的とする。

2. 基本方針

- 1) 本学の全ての教職員（非常勤を含む。以下「教職員」という。）及び学生（正規の学生（学部及び大学院に在籍する者）、科目等履修生、聴講生等。以下「学生」という。）は、障がいを理由とする修学上の差別の解消に取り組みとともに、障がい学生及び入学希望者が、障がいのない学生及び入学希望者と平等に教育研究及び課外活動等に参加できるよう機会を確保しなければならない。
- 2) 本学は、共生社会の形成に向けて、障がいの有無にかかわらず、全ての教職員及び学生並びに入学希望者が相互理解と尊重の精神を

在籍する学生・入学希望者

◎ サラマンカ宣言（1994年 平成6年）

1993(平成5)年に、国際連合総会において、障害のある人がそれぞれの社会の市民として、その他の人々と同じ権利と義務を行使できることを確保することを目的として、「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択され、1994(平成6)年には、スペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において、障害のある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が採択された。(文部科学省HPより)

- ① (サラマンカ宣言 以前) → 統合教育やメインストリームという考え方
「障害の有無により子どもたちを分け、障害のある子どもを障害のない子どもたちの教育方法に合わせようとする考え方」
- ② (何が起きたのか) → 「同じ時空間を共有している」「同じやり方では授業に参加するのが難しい」「得点係や見学を余儀なくされてしまう」
- ③ (インクルーシブ教育の考え方) → 「二分しない」
「必要な支援【合理的な配慮】を提供する」「同様に授業に参加できることを理想」
- ④ 「サラマンカ宣言」1994年の6月7日から10日にかけて、スペインのサラマンカに92カ国の政府および25の国際組織を代表する300名以上の関係者が集まり、インクルーシブ教育に関する会議が開催。この宣言では、インクルージョン (inclusion) の原則、「万人のための学校」、すべての人を含み、個人主義を尊重し、学習を支援し、個別のニーズに対応する施設に向けた活動の必要性の認識を表明している。

表 障害児教育の変遷（インクルーシブ教育まで）

年号	宣言・条約・法令等の名称	備考
平成6年	サラマンカ宣言	インクルーシブ教育の提唱（ユネスコ・スペイン共催）
平成17年	特別支援教育を推進するための制度のあり方について（答申）	盲・ろう・養護学校を特別支援学校へ（日本：文部科学省）
平成18年	学校教育法施行規則改正	通級制度の弾力化、平成19年（2007年）4月から特別支援教育の開始（日本）
平成18年	障害者の権利条約	日本は平成19年（2007年）に調印（国際連合）
平成18年	特別支援教育を推進するための制度のあり方について（答申）	盲・ろう・養護学校を特別支援学校へ、交流及び共同学習の活用について（日本：文部科学省中央教育審議会）
平成19年	改正学校教育法（平成18年、2006年）により盲・聾・養護学校について特別支援学校制度開始	特別支援教育が正式に実施される（日本）
平成22年	特別支援教育の在り方に関する特別委員会	インクルーシブ教育理念の方向性を示す（日本：文部科学省）
平成22年	障害者自立支援法	発達障害の明確化（日本）
平成24年	共生社会形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）	障害者の権利条約に基づいたインクルーシブ教育システムの理念（日本：文部科学省）
平成25年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法・障害者差別禁止法）	平成28年（2016年）の施行予定、特に「合理的配慮不提供の禁止」（日本）

出典：高橋・松崎（2014）

世界的な動向と国内動向には時間的な“ズレ”がある

高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説

保健体育編 体育編

平成 30 年 7 月



文部科学省

中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説

保健体育編

平成 29 年 7 月



文部科学省

第1章 総説 第1節 改訂の経緯及び基本方針 全ての学校種 全ての教科が同じ

第1章

総説

1p

第1節 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国においては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

「その多様性を原動力とし」

今日のレクチャーについて

1 このレクチャーの目的

→インクルーシブ教育を自分なりに理解してもらいたい

2 インクルーシブ教育を身近にする

① 法と言葉

② 多様性の感性

3 インクルーシブ教育の実際を知る

① アダプテッド・スポーツについて

② 令和の日本型学校教育

③ 心のバリアフリー

【問題】 障害はなくなるのか？ なくならないのか？

障害者差別解消法が変わります！

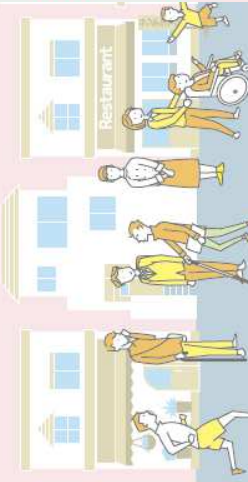
令和6年4月1日から
**合理的配慮
提供が義務
されます！**

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組がでこのリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

- 目次
- 被差別
 - 共生社会の実現に向け
 - 合理的配慮の提供とは
 - 「合理的配慮」には対
 - 不当な差別的取扱い
 - 障害のある人へ適切な
 - チェックリスト
 - 困ったときは……



コラム：障害の「社会モデル」とは

- このリーフレットでは、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限（バリア）を取り除くために行うべきことなどについて紹介してきました。
- 共生社会を実現するために、障害のある人が直面するバリアを取り除いていくという考え方は、障害者権利条約の基本理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。
- 障害の「社会モデル」とは、障害のある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」は、障害のある人ご自身の心身のほたらぎの障害のみが原因なのではなく、社会の側に、様々な障壁（バリア）があることによって生じるもの、という考え方です。

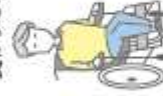
※障害者の「社会モデル」に対し、障壁は他人の心身のほたらぎの障害によるものであるという考えを「医学モデル」といいます。

【社会モデルの考え方】

- 階段しかないで、2階には上がれない
- ▶ **「障害」がある**

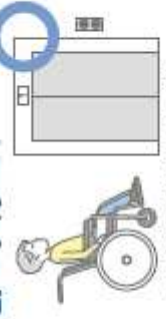


車椅子の方は、何も変わっていない
変わったのは、あくまでも周囲の環境



- 「社会モデル」の考え方に基づけば、階段という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることになります

- エレベーターがあれば、2階に上られる
- ▶ **「障害」がなくなった！**



＜社会的障壁（バリア）の例＞

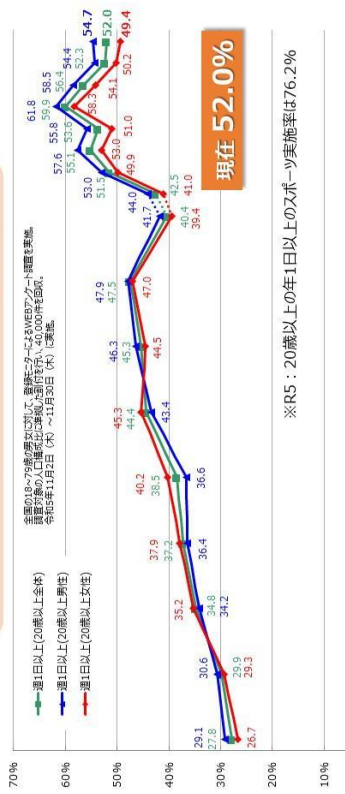
① 社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
② 制度	利用しにくい制度など
③ 慣行	障害のある方の存在を認識していない慣習、文化など
④ 観念	障害のある方への偏見など

- 障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる共生社会の実現のためには、このような考え方に基づき、障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことが重要ですよ！



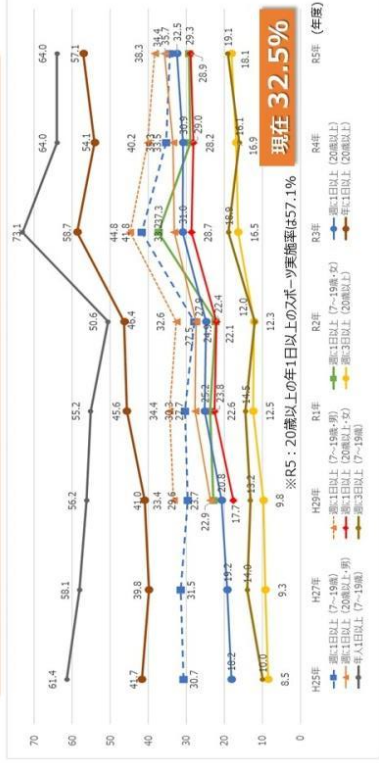
第3期スポーツ基本計画の目標

成人の週1回以上のスポーツ実施率: 70%
成人の年1回以上のスポーツ実施率: 100%に近づく



20歳以上の障害者のスポーツ実施率の状況

第3期スポーツ基本計画の目標
障害者の週1回以上のスポーツ実施率: 40%程度 (若年層は50%程度)
障害者の年1回以上のスポーツ実施率: 70%程度 (若年層は80%程度)



※第3期基本計画は、(R4年層～R5年層) において、(R5年層～R6年層) までの期間にわたって目標を設定している。
＜出典＞スポーツ振興政策推進本部「第3期スポーツ基本計画」(令和3年策定)、「障害者、第3期スポーツ基本計画」(令和3年策定)

2

例えば
スポーツ実施率

障害のある人の実施率は

低い



なぜ低いのか?

なぜ「実施率が低い」のか?

→スポーツ庁の分析

(2) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

- 共生社会の実現については、障害者や女性のスポーツ実施率が増加傾向にはあるものの、**相対的に低く**、引き続き**環境構築**に向けた取組が必要。
- 健康長寿社会の実現については、スポーツによる効果の更なるエビデンスの蓄積等の対応が必要。
- 経済・地域の活性化については、スタジアム・アリーナ改革やスポーツツーリズム等の取組の促進等により進捗が図られてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、当初の想定の実施策等では十分に対応できない場面もあった。
- 国際貢献については、国際競技連盟 (IF) 等の日本人役員数や、スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) 事業による神益国・者数等の第2期計画の目標はおおむね達成。

■ 第2期スポーツ基本計画の総括的な評価

- 相対的に低い → 一般の人と比較して低調である
→ そもそも障害者や女性はスポーツが**やりにくい状況**にある
- 環境構築が必要 → 環境とは物的な「施設」、「おかれている状況 (社会環境)」
→ **社会的障壁**が依然として存在している

第3期スポーツ基本計画 詳細より

差別解消していない実際
「スポーツ権」の保障ができていない現状

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは 「すべての人々の権利」

スポーツ基本法とスポーツ基本計画



スポーツ基本法(2011年制定)

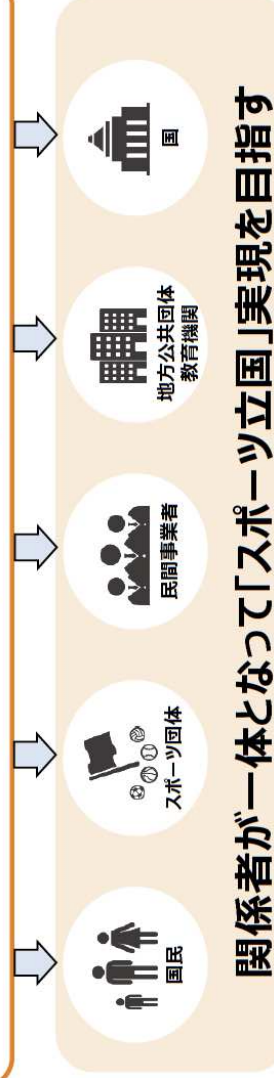
- ・ スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- ・ スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備
- ・ プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備

スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための具体的施策等を規定

スポーツ基本計画

5年間の日本のスポーツの重要な指針

今後の我が国のスポーツ政策の方向性を示すもの



スポーツ基本計画における 「スポーツ」の捉え方

本文該当記載
P.9～11



「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」

スポーツ基本法の前文において、

「スポーツは、**世界共通の人類の文化**である」と示されている。

スポーツは、「する」「みる」「みる」「ささえる」という
様々な形での「**自発的な**」参画を通して、
人々が感じる「**楽しさ**」や「**喜び**」に本質を持つもの
(「Well-being」の考え方にもつながる)

基本

スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、
優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したり
することができるといふ**社会活性化等に寄与する**

障害者基本法 第二条 (定義)

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

15

① 法と言葉

問題： 障害をみなさんはどのような書きますか？

「障がい」「障害」「障碍」「障壁」

- ・さし“障”りが“害”をなす

→不便さが、当事者（本人）に被害をあたえている



障害は本人にとって「害」

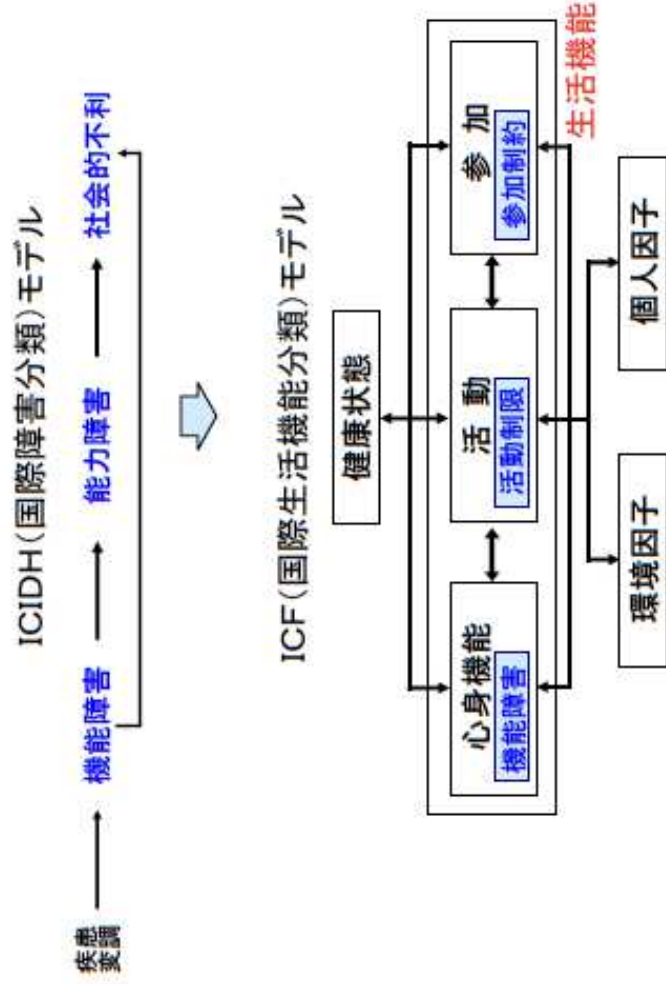
- ・周囲や環境（にいる他者）に害を与えていない。
- ・（が）当事者が使われて不快な表現は用いない。

障害・障がい・障碍・障壁

Think Ahead, Act for Humanity

Persons with Disabilities Or Disabilities Persons

- 先に来るのは「障害」ではなく「人」
- 「Persons」を大切にする。
- 法律で重要視される「人(Person)」



* ICIDHの「機能・形態障害」とICFの「機能障害」、「能力障害」と「活動制限」、「社会的不利」と「参加制約」は同じ内容を示す。

障害分類の2つのモデル

2 インクルーシブ教育を身近にするために

①「法と言葉」の理解を深めるために

- 「さし障りが害をなす」ということ
 - (本人・当事者が)不便だということ
 - 「不便を不幸にしない」ということ
- 人間には障害が「ある」ということ
 - 人類には生物学的に障害がある
 - 英語では「人」に付随する
- 障害には「モデル」があるということ
 - 社会モデルに基づく考えが軸になる
 - できるようにするために何が必要か

① 合理的配慮の理解

障害者差別解消法

2016年4月施行

不当な差別的取扱いの禁止

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由に財・サービスや各種機会の提供を拒否・制限してはならない

合理的配慮の提供



社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない

機会平等の考え方

差を埋める
手段として
「合理的」

対等なアクセス

何らかの
差がある

予算や人が必要
な方法なんて、
非合理的でしょ
う？

ここまで自力で
きるんだから、
支援は不要で
しょう？

障害のある障害のない
学生 学生

合理的配慮とは？

個別性

対象となる個人や場面によつて求められる内容が変化する
均衡を失した・過重な負担を課さないもの

非過重負担

本質的変更
不可

事業の目的・内容・機能の本質的変更には及ばない

① 合理的配慮の理解

法律が適用される範囲

改正法

1

東京都障害者への理解
促進及び差別解消の
推進に関する条例

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	法的義務	法的義務
国や県、市町村などの行政機関 市町村役場、税務署、水道局		
国や県、市町村の管轄機関 公民館、公立病院、国公立教育機関		
事業者等	法的義務	法的義務
民間の企業・事業者によるサービス 交通機関（私営）、私立病院、 私立大学 、 デパート 、レストラン、映画館、商店		
非営利団体や任意団体による活動 NPO団体、PTA、自治会、地域サークル		
雇用主等	法的義務	法的義務
障害者を雇用している会社 民間企業、国立大学、私立大学		

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から

合理的配慮の提供が求められる

令和3年に障害者差別
障害のある人もない人も
共に生きる社会の実現
このリーフレットを適

改正後

不当な差別的取扱い

合理的配慮の提供



具体例

内閣府
4 p

合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に依りて異なるものになりますので、以下の例は
あらゆる事業者に必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっ
ても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

物理的環境への配慮
(例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】
飲食店で車椅子のまま通覧したい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
机に購入付けの椅子を
片付けて、車椅子のま
ま通覧できるスペースを
確保した。

意思疎通への配慮
(例：聴覚障害)



【障害のある人からの申出】
聴覚のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、店舗でもあるため軽いペンや小さな文字では読みづらい。

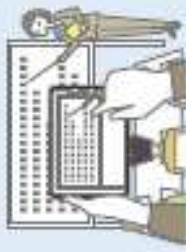


【申出への対応（合理的配慮の提供）】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更
(例：学習障害)



【障害のある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとした。

合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
- 具体的には、
 - ① 行政機関等と事業者が、
 - ② その事務・事業を行うに当たり、
 - ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があったとき
 - ④ その実施に伴う負担が過重でないとき
 - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

相互理解 対応策の検討

- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応策を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。

※「意思の表明」には、障害者自身等により本人の意思の表明が困難な場合に、障害者の家族や介護者など、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

※「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた配慮が求められることに留意する必要があります。

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から

合理的配慮の
提供が義務化

されます！



避けるべき 対応

合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

「前例がありません」

- ・ 合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

「特別扱いできません」

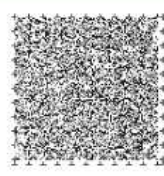
- ・ 合理的配慮は障害のある人もない人も同じようににできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

「もし何かあったら…」

- ・ 漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

「○○障害のある人は…」

- ・ 同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。





- <https://www.youtube.com/watch?v=-ALGR6WUoUo&t=3s>

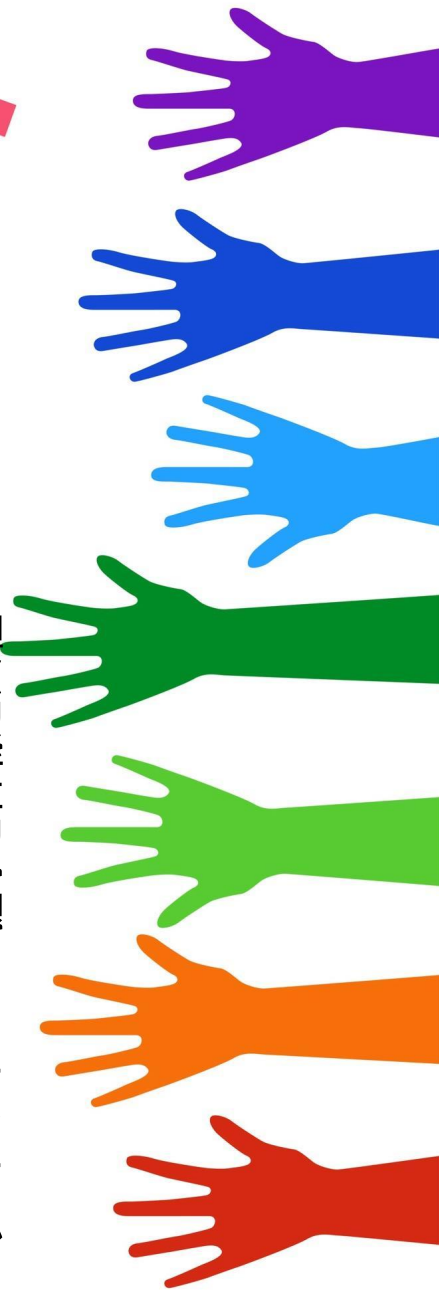
平昌の次は、いよいよ東京。この映像は、2020年の東京を舞台に、オリンピック・パラリンピックからスポーツの力を受け取り、**人種・価値観・ライフスタイル・障がいの有無等、あらゆる面での違いを認め合い、自分らしく輝いている人々を描いています。**2020年に向けて日本はもちろん、世界中の人々に東京2020大会への期待感を高めていただくためのイメージ映像です。

多様性 (diversity) の感性

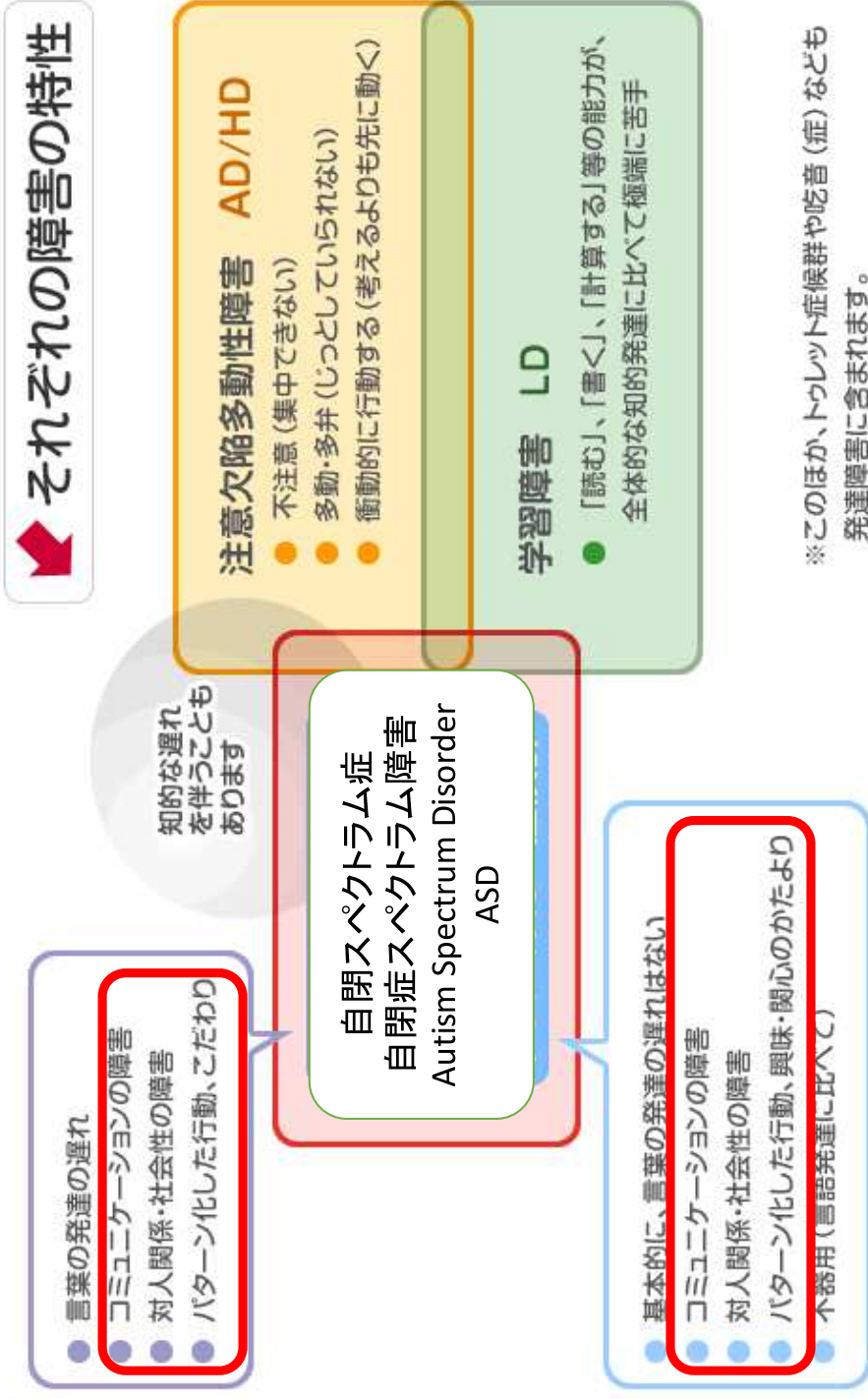
- パラスポーツ ・義足の女性が走る＋性別＋国籍＋年齢
- 車椅子バスケットボール ・メジャースポーツとマイナースポーツ
- 手話 ・車椅子が乗れるタクシー ・ホワイトカラーとブルーカラー
- LGBT ・重度障害と芸術 ・ローカル文化(オタ芸) ・車椅子と居酒屋

Diversity

- パラバドミントン ・握手と目線と人種.....



例えば 発達障害を身近に感じるために...



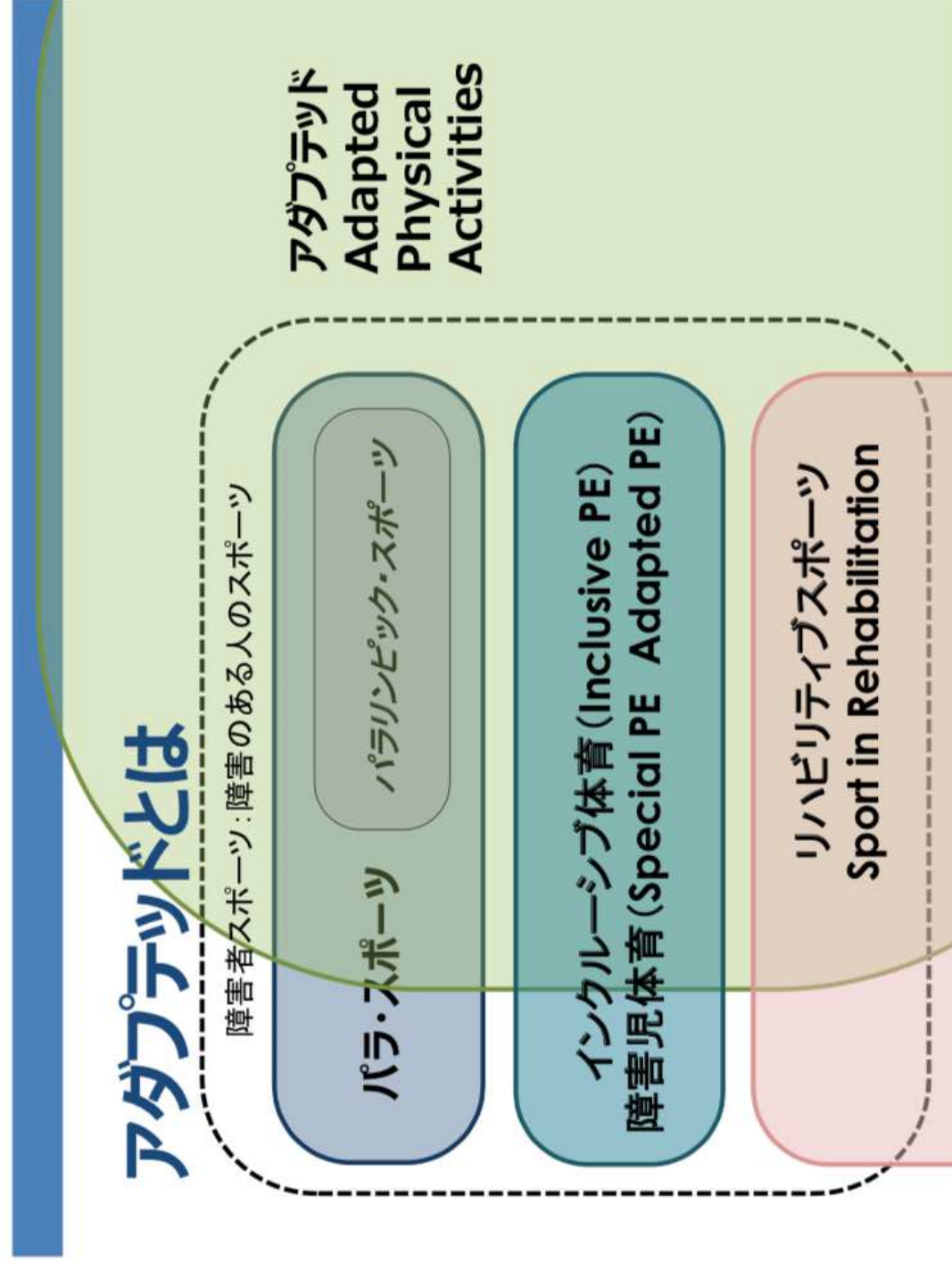
発達性協調運動障害 (DCD) Developmental **Coordination** Disorder

- ・暦年齢や知的能力に比して、協調運動を必要とする日常生活動作が著しく劣る
- ・運動発達の著明な遅れ（歩行、這い這い、座位、など）、持っている物をよく落とす、不器用さ、スポーツが下手、書字が下手
- ・イライラしやすい、怒りっぽい、すぐ手をあげる、などの行動で相談に来ることもある

2 インクルーシブ教育を身近にするために

②「多様性の感性」を定着するために

- 東京2020
 - いつものどこかに配慮がある
 - 意識しなければ見えない「バリア」
- 発達障害
 - 漫画やアニメにもなっている
 - 実は「障害」があったからできなかった

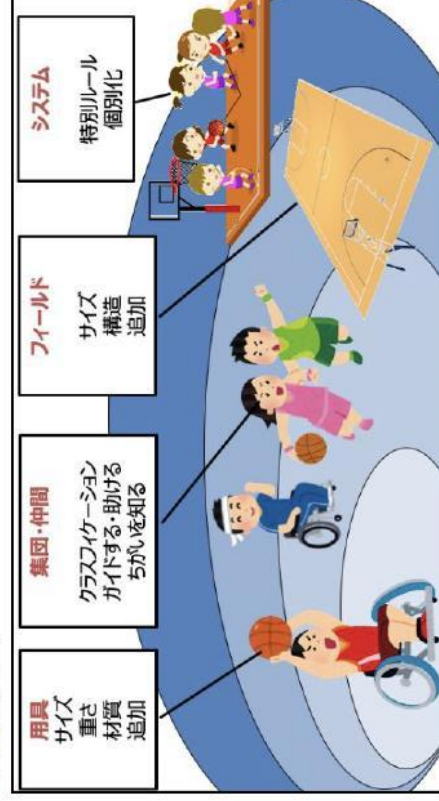


アダプテッドとは、パラリンピック種目



アダプテッドするためのヒント

何を**変更**したり、**修正**したり、何を**加えたり**、**減らしたり**するとよいか迷ったら、以下のものを参考に、アダプテッドしてみてください。



「文部科学省 障害者活躍推進プラン」について（平成31年1月21日～）

文部科学省では、障害のある方がその個性や能力を生かして活躍できる場のより一層の拡大を目指し、浮島文部科学副大臣のもとに推進チームを設置し、又学省における障害者雇用の推進や、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野において進められている障害者施策の中で、より重点的に進めるべきと考えらる6つの政策プランを「障害者活躍推進プラン」として打ち出しました。

本プランの取組を通じて、文部科学省として障害者のさらなる活躍を推進してまいります。

- 障害者活躍推進チームの設置について (PDF:93KB)
- 「文部科学省 障害者活躍推進プラン」概要 (PDF:319KB)
- 文部科学省 障害者活躍推進プラン1『障害のある人とともに働く環境を創る～文部科学省における障害者雇用推進プラン～』（平成31年4月26日発表）112KB
- 文部科学省 障害者活躍推進プラン2『発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～』（平成31年1月23日公表）115KB
- 文部科学省 障害者活躍推進プラン3『学校卒業後の生涯にわたる多様な学びを応援する～障害者の生涯学習推進プラン～』（平成31年4月26日発表）107KB
- 文部科学省 障害者活躍推進プラン4『障害のある人の文化芸術活動を支援する～障害者による文化芸術活動推進プラン～』（平成31年4月26日発表）10KB
- 文部科学省 障害者活躍推進プラン5『障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～』（平成31年3月22日公表）(PDF:91KB)
- 文部科学省 障害者活躍推進プラン6『障害のある人が教師等として活躍することを推進する～障害者雇用推進プラン～』（平成31年4月発表）(PDF:112KB)

お問合せ先

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室



PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

令和の日本型学校教育の構築

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

令和3年1月26日
中央教育審議会

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割

①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる）ことができる居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）

● 生徒の学習意欲の低下

● 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化

● 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ

● 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性

● 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備



必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

キーワード・・・「個別最適な学び」

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要となる環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
- 支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
- 特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を活用することや、教師の負担を軽減することが重要

②協働的な学び

それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

- ◆ 「個別最適な学び」が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す
- ◆ 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- ◆ 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

2

6 授業に取り組んだ生徒の意見・感想



生徒 A



生徒 B



生徒 C



生徒 D

できることを共有することは、自分にとっても相手にとっても利点があると思います。ルールなどを入れますれば、誰もがチームの楽しさを感じることができるとも思っています。また、お互いに相手の部分を買出しあうことで個人の技術向上につながりました。

チームで用具やルール等を調整しながら取り組むことで、全員がよりよい方法で楽しんでいると感じることができました。

いろんな人と組んでプレイすることにより、自分のことを多面的に磨いてもらうことができてました。また、お互いに相手の部分を買出しあうことで個人の技術向上につながりました。

試合カードを活用したことにより、コミュニケーションが生まれ、自分では気付かなかった自分のよいところなどがわかることができて、とても役立ちました。

7 授業を実施した教師の意見・感想



教師 A



教師 B

令和6年度スポーツ庁委託事業 令和の日本型学校教育体育構築支援事業

共に学び共に育つ 体育授業の実現に 向けた調査研究 -高等学校2校の実践事例-



研究体制	
実践研究校	神奈川県立足柄高等学校 神奈川県立厚木高等学校
調査研究推進委員会	神奈川県立総合教育センター 教育支援部 学校教育支援課
神奈川県教育委員会 指導部 保健体育課	神奈川県立総合教育センター インクルーシブ教育推進課
研究アドバイザー	東海大学 体育学部 教授 内田 匡 東海大学 児童教育学部 特任講師 綿引 清樹 東海大学 体育学部 特任講師 村井 梨沙子

各種お問合せ

本資料は、県内の学校や団体に対し、バラスポーツ関係の用具や体力測定等の用具の貸出しを行っています。借用方法をこの資料の上、お電話にご連絡ください。

問合せ先	
貸出期間	県立スポーツセンター 健康・バラスポーツ課
貸出場所	県立スポーツセンター 健康・バラスポーツ課

本資料の内容や情報等に対する御意見、御質問については下記連絡先までお問合せください。

神奈川県立総合教育センター 体育指導センター 指導研究課 TEL:0466(81)2572

本資料の複製・転載、翻印を禁じます。ただし、学校の教育活動で活用することを目的とする場合は、コピー、複製、転載等、あらゆる複製利用が許可されます。その際の目的による複製、転載、引用等は、必ずバラスポーツの著作権が尊重されます。

本資料の詳細版や令和5年度の報告書は下記HPに掲載しております
<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctrl/kenkyu/tailokenkyu.html>

神奈川県立総合教育センター

1 共に学び共に育つ体質改善授業

神奈川県では、社会社会の発展に向けて、すべての子どもが同じくらいに学び共に育つ環境づくりを旨とし、教育の機会均等を実現している。また、様々な課題を抱えている子どもたち一人ひとりのニーズに応じ、個別に合わせた支援策を講じている。このように、育育から、教育の機会均等を実現していくことが必要だといっている。すべての子どもが共に学び共に育つ環境を実現していくために、本資料を共有しました。

2 授業づくりの考え方

アダプテッド

スポーツを、公式ルール等の既存の行い方でしぼらず、陽がいや体力・技能などが一人ひとりと異なっている、すべりの子どもが楽しむことができる行い方に変えていく（変更・修正・追加・削減）考え方です。

もの

買いやすい道具類を用意する

- アイス、餅、材料、菓子、果物などお出しする
- ボールをたくさん取りまわすのにする

人

舞台について学び合う

- 能力や個性に応じたチーム編成や役割分担を定める
- プレーヤーによって、形や役割をも変える

ルール

分かる方法で観戦も示す

- 特別ルール、個性が反映できる
- 1プレーヤーから1人、あまで役割を指示する
- 特定の選手の個性は役にする



インクルージョン・スペクトラム・モデル

アダプテッドの考え方を中心として、全員で一緒に活動するだけでなく、個別に課題に取り組む活動やいくつかのグループに分かれて行う活動等、学習の目標や内容、子どもの状況等により、活動の仕方を選んだり、組み合わせた
りする考えです。

Open (一般型方法)

参加が単独であるように変更される方法です。初期、中期、後期、人達を別けて、全員が同じ場の中、異なるような変化を行うことで、公正に競争することが出来ます。このやり変えを行うことで、公正にしやすくなります。

Modified (修正型)

子どもが活動している間に競争をする方法です。グループごとの状況に応じて競争をする。子どもが同時に特定の運動技能の練習を必要とする時に、子どもが同時に特定の運動技能の練習が必要とする。また、競い合いの時間が要求される運動の目標に近づきやすくなります。

Separate (分離型対応)

子どもが活動している間に競争をする方法です。グループごとの状況に応じて競争をする。子どもが同時に特定の運動技能の練習を必要とする時に、子どもが同時に特定の運動技能の練習が必要とする。また、競い合いの時間が要求される運動の目標に近づきやすくなります。

Parallel (平行型実施)

競い合いやスキルを別々のグループで行う方法です。各グループに特定の目標を設定し、競い合いの時間を必要とする。また、競い合いの時間が要求される運動の目標に近づきやすくなります。

Open (一般型方法)

参加が単独であるように変更される方法です。初期、中期、後期、人達を別けて、全員が同じ場の中、異なるような変化を行うことで、公正に競争することが出来ます。このやり変えを行うことで、公正にしやすくなります。

3 インクルージョン・スペクトラム・モデルの活動例

体づくり運動

[illegible]

障害理解について

●「心のバリアフリー」

- 障害に伴う「偏見」をどうひも解くのか
- 「障害のある人」は、
- ・何もできないダメな人
 - ・常に努力を続けている立派な人
- 両方とも偏見

適切な教育により偏見は修正可能

「直接的な接触経験によって生まれる偏見」

➡適切な知識がなければ

“相手に嫌な思いをさせる”“自分が嫌な思いをする”可能性がある。

「マスコミなどによる強調化に基づく偏見」

➡事件(奇行や非行) 「障害者は怖い」

➡美談(過度の賛美) 「障害者は頑張っている」

「知識不足(無知)に基づく偏見」

➡嘘つくと目が見えなくなる。障害がうつる。

親や教師の発した言葉や態度

「うわさに基づく偏見」 ➡ あの人とは……

誠信書房「障害理解“心のバリアフリー”の理論と実践」 徳田克己・水野智美

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン

< 特別支援教育の理念 >

- ✓ 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- ✓ また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- ✓ さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つ。

特別支援
学校
だけが
特別支援
教育を
行う場所
ではない

※ 特別支援教育の推進について

インクルーシブ社会の基盤

3 インクルーシブ教育の実際を知る

① アダプテッド・スポーツについて

→ アダプテッドは変更・修正し「その人に合わせる」

② 令和の日本型教育

→ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」

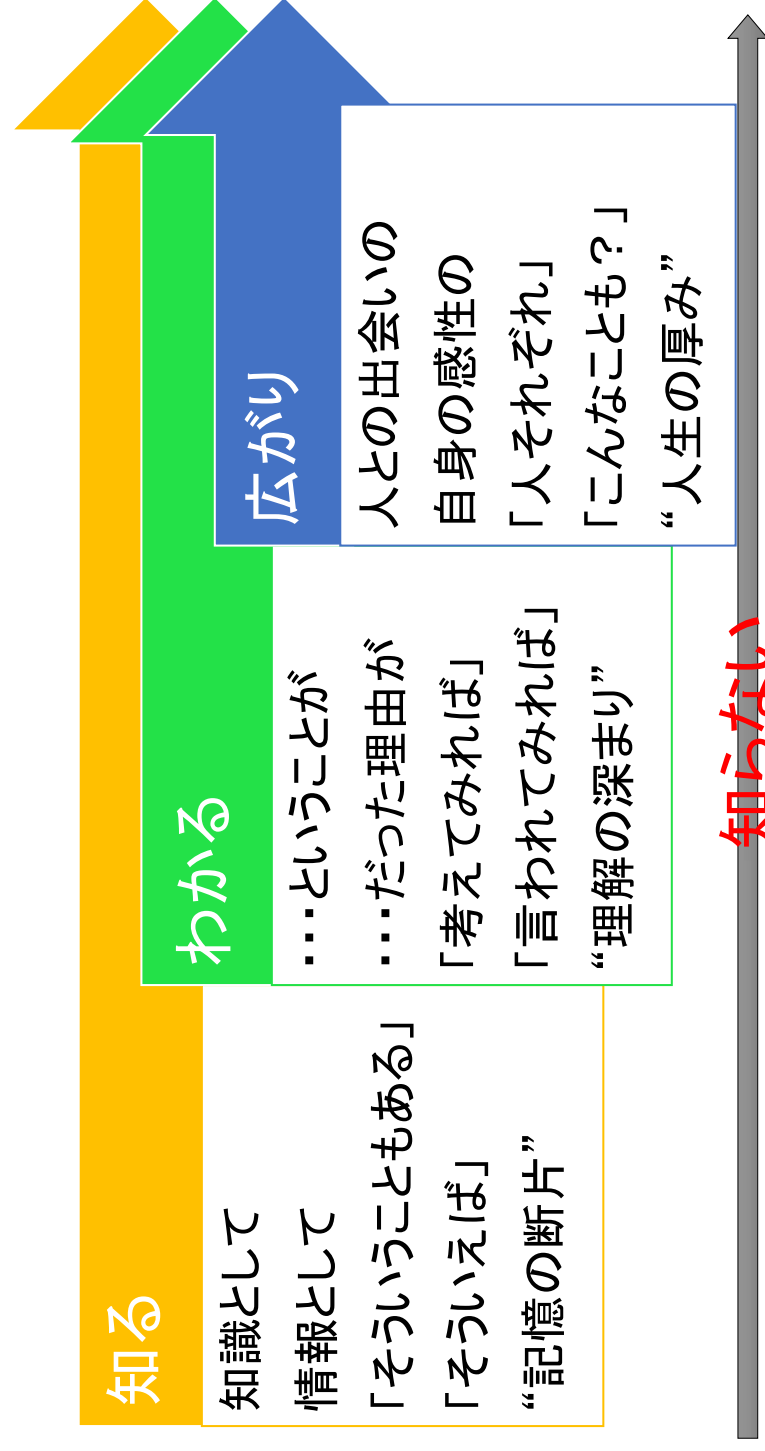
→ 次の学習指導要領の基本

③ 心のバリアフリー

→ 障害理解が“鍵”【特別ではない当たり前の教育】

→ EQUITY(エクイティ)を基本とする考え方

「知ること」と「わかること」そのうえで「広がること」



インクルーシブを身近にする



多様な人たちと共に過ごしているということ

